

## 一般財団法人山形市上下水道技術センター定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人山形市上下水道技術センター（以下「技術センター」という。）と称する。

#### (事務所)

第2条 技術センターは、主たる事務所を山形県山形市南石関57番地の2に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 技術センターは、上下水道事業の健全な運営を推進するため、上下水道事業の安全で快適な設備や適性かつ合理的な維持管理に資する事業を行うとともに、上下水道事業の発展に係る様々な活動を通して、公衆衛生の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 技術センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 給水装置及び排水設備工事の申請受付及び審査に関する事業
- (2) 給水装置及び排水設備工事の検査に関する事業
- (3) 給水装置及び排水設備工事の申請に伴う図面作成に関する事業
- (4) 水道メーターの管理及び取替等に関する事業
- (5) 給水装置設備の漏水等の調査及び相談等に関する事業
- (6) 給水装置及び排水設備の維持管理等の診断及び相談等に関する事業
- (7) 給水装置設備の技術管理上の調査研究に関する事業
- (8) 指定工事事業者等の資質及び施工技術の向上に関する各種講習会の開催による教育研修等に関する事業
- (9) 上下水道事業に係る普及活動等に関する事業
- (10) その他技術センターの目的を達成するために必要な事業

### 第3章 資産及び会計

#### (基本財産)

第5条 技術センターの目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この技術センターの基本財産とする。

2 基本財産は、技術センターの目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部又は全部を処分又は除外若しくは担保に供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

3 前項の評議員会の承認は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

#### (財産の管理及び運用)

第6条 技術センターの基本財産及びその他の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。ただし、その用途又は管理を指定して寄附された財産については、その指示に従わなければならない。

#### (事業年度)

第7条 技術センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第8条 技術センターの事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

#### (事業報告及び決算)

第9条 技術センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会へ提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前各号の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金)

第10条 技術センターは、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 技術センターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

2 前項の評議員会の承認は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3 技術センターが重要な財産の処分又は譲受けの場合にあっても、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計の原則)

第12条 技術センターの会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第13条 技術センターに、評議員3人以上6人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下、「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、技術センターの理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第16条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

## 第5章 評議員会

### (構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

### (権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分又は除外若しくは担保に提供する場合の承認
- (7) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受けの承認
- (8) 残余財産の処分
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の日々の7日前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給基準

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出した議事録署名人2名が議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 役員

### (役員を設置)

第26条 技術センターに、次の役員等を置く。

- (1) 理事3人以上6人以内
  - (2) 監事2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を常務理事とする。
  - 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
  - 4 代表理事及び業務執行理事以外の理事のうち2人以内を副理事長として置くことができる。

### (役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は、技術センターの理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

### (理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、技術センターの業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、技術センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、技術センターの業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、技術センターの業務及

び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 7 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 8 理事が技術センターの目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって技術センターに著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求することができる。
- 9 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

#### (役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事長、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

(取引の制限)

第33条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために技術センターの事業の部類に属する取引をしようとするとき。
  - (2) 理事が、自己又は第三者のために技術センターと取引をしようとするとき。
  - (3) 技術センターが理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、技術センターと当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第34条 技術センターは、理事、監事及び評議員の一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第35条 技術センターに、顧問若干人を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第36条 技術センターに理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、法令及びこの定款で定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 技術センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 副理事長、常務理事の選定及び解職
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
- (6) 規則及び規程等の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 技術センターの業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第34条の規定に基づく役員等の責任の免除

(開催)

第38条 定例理事会は、毎年定期に年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
- (4) 第29条第5項の規定により、監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき又は同条第6項の規定により監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第39条 理事会は、前条第2項第3号の規定により理事が招集する場合又は同第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

らない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることはできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときを除く。

(報告の省略)

第43条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 理事会に出席した理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印しなければならない。

## 第8章 委員会

(委員会)

第45条 理事長は、技術センターの事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。

3 委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散等

### (定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって、変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

### (解散)

第47条 技術センターは、基本財産の滅失による技術センターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (残余財産の帰属)

第48条 技術センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、技術センターと類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第49条 技術センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 事務局

### (事務局)

第50条 技術センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記の日を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。  
最初の代表理事 芳 賀 賢 二
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
最初の評議員 大 沼 功  
吉 田 安 伸  
宗 片 孝  
佐 藤 恒  
秋 山 しのぶ  
下河辺 久美子
- 5 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

別表 基本財産  
(第5条関係)

財 産 種 別	場 所 ・ 物 量 等
定 期 預 金 (株式会社 山形銀行山形市役所支店・口座番号0000000000)	3,000,000円

附 則

この定款は、令和5年4月1日から施行する。